

平成 18 年 5 月 18 日

各 位

東京都品川区東品川四丁目 12 番 8 号
株式会社 S J ホールディングス
代表取締役社長 李 堅
(J A S D A Q ・ コード 2 3 1 5)
問い合わせ先：経営企画室 近衛 伸賢
03-5781-7311(代表)

従業員等に対するストック・オプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 18 日開催の当社取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 239 条の規定に基づき、ストック・オプションとして新株予約権を発行することについて、下記のとおり平成 18 年 6 月 29 日開催予定の当社第 17 期定時株主総会（以下「本総会」という）に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由
当社の連結業績向上に対する意欲や士気を高め、もって継続的に企業価値を向上させることを目的として、当社従業員及び当社の子会社の役職員に対し、ストック・オプションとして新株予約権を割当て発行するものであります。
2. 新株予約権の割当の対象者
当社の従業員及び当社子会社の取締役、監査役及び従業員。
3. 本総会において決定する事項に基づいて募集事項を決定することができる新株予約権の数の上限
下記 5 に定める内容の新株予約権 800 個。
（新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数は 1 株とする。ただし、5（1）に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う）
4. 新株予約権の払込金額
無償とする。
（新株予約権につき金銭の払込みを要しない）
5. 本総会において決定する事項に基づいて募集事項を決定することができる新株予約権の内容
（1）新株予約権の目的たる株式の種類及び数
当社普通株式 800 株とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、当社が新株予約権の割当対象者に対して新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く）における株式会社ジャスダック証券取引所が公表する当社普通株式の普通取引の最終価格（以下「最終価格」という）の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満は切り上げ）とする。

ただし、その金額が新株予約権の発行する日の最終価格（取引が成立しないときはそれに先立つ直近日の最終価格）を下回る場合は、新株予約権発行の日の最終価格とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により1株当りの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が他社の吸収合併もしくは新設合併を行い、本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認められる払込金額の調整を行う。

(3) 新株予約権の行使期間

平成20年10月1日から平成25年9月30日まで

(4) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の従業員又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。

新株予約権者は、新株予約権の行使時における当社普通株式の時価が150,000円（当該金額は、行使価額の調整を行うべき事由が生じたときは、行使価額の調整と同様の方法により調整される）未満の場合は、新株予約権を行使することができない。

その他の権利行使の条件は、新株予約権の発行の当社取締役会決議及び同決議に基づき締結される新株予約権割当契約書に定めるところによる。

(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及びに資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要することとする。

(7) 新株予約権の取得事由

当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

新株予約権の割当を受けた者が、当社取締役会決議又は同決議に基づく新株予約権割当契約書において定める権利を行使する条件に該当しなくなった場合および新株予約権を喪失した場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(8) 1 株に満たない端数の処理

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(注) 新株予約権の具体的な発行及び割当の内容については、平成 18 年 6 月 29 日開催予定の当社第 17 期定時株主総会において、「当社及び当社の子会社の役職員にストック・オプションとして新株予約権を無償で発行する件」が承認されることを条件とし、同株主総会決議後に当社取締役会の決議をもって決定いたします。

以 上